

かまくらFP通信

～気軽に読めて役に立つ

マネー情報をお届けします！～



2026 年

10 月号

特集 事実婚は相続権ゼロ？パートナーを守る3つの生前対策

事実婚（内縁関係）を選ぶカップルが増えています。お金と法律の面で最も注意が必要なのが「相続」です。民法上、どれだけ長く共に暮らし、支え合ってきた関係であっても、法律上の婚姻関係がないパートナーには法定相続権が一切認められません。万が一の際、何の対策もしていないと、遺産は亡くなった方の親や兄弟姉妹、甥・姪などの血族にすべて渡ります。最悪の場合、2人で暮らしていた自宅から遺族によって立ち退きを求められるリスクすらあるのです。

大切なパートナーを守るためには、生前の確実な備えが欠かせません。具体的には以下の3つの対策が有効です。

1. **遺言書の作成（公正証書遺言）**：財産をパートナーに遺贈する旨を明記します。兄弟姉妹以外には「遺留分」があるため、配分への配慮も大切です。
2. **生命保険の受取人指定**：事実婚でも要件を満たせば受取人に指定できる保険会社が増えています。
3. **生前贈与の活用**：計画的に財産を移転しておきます。

なお、事実婚パートナーへの遺贈は「配偶者控除」が使えず、相続税額が2割加算される点も盲点です。「絆」だけでなく「法的な備え」をセットで整えておきましょう。



? マネークイズのコーナー

マイホームを購入、新築する際、敷地が接しなければならない道路に関する「接道義務（建築基準法）」の基準はどれでしょうか？

1. 幅員3m以上の道路に3m以上接する
2. 幅員4m以上の道路に2m以上接する
3. 幅員2m以上の道路に4m以上接する

（答えは裏面にあります！）

今月のお知らせ

日本で最初の運動会は、明治7年に海軍兵学校で行われました。競技は老狸打磔（ふるだぬきのつぶてうち）→ボール投げ、蜻蛉翻風（とんぼのかざがえり）→棒高跳び、野鶴出籠（かごのにげづる）→競歩など変わった名前ばかり。西洋の文化を当時の専門家が日本語に当てはめた結果だそうです。



コラム 法人の手元資金運用に新選択肢、「個人向け国債プラス」!

日本でも「金利」や「インフレ」のある世界が本格化し、法人の手元資金をいかに安全、かつ有利に管理するかは重要な経営課題の一つとなりつつあります。そうした中、2026年12月募集分から個人向け国債の対象が非上場企業や医療法人、マンション管理組合などに拡大され、新たに「個人向け国債プラス」として発行が開始されます。

一般的に、法人が株式や投信などで積極運用を行うと、評価損リスクや「本業以外での投機」とみなされ、銀行からの融資審査に影響を及ぼす懸念があります。

しかし、個人向け国債プラスは国が満期償還や利払いを責任をもって行うため元本割れせず、最低でも年0.05%の金利下限が保証されています。発行後1年を経過すれば、国の買い取りによる中途換金も可能です。なお、中途換金時は直前2回分の各利子相当額が調整額として差し引かれますが、元本そのものが削られる心配はありません。安全性が預金並みに極めて高いため、取引銀行からの信用評価を損ねるリスクを抑えつつ金利上昇の恩恵を享受できます。購入単位も個人と同様に最低1万円から上限なく購入可能です。

本業の借入余力や資金繰りを守りながら、定期預金よりも高い金利で、手元資金を堅実に保有したい中小企業にとって、有力な新選択肢となるでしょう。



A マネークイズの答え

答えは

2. 幅員4m以上の道路に2m以上接する



これは災害時の避難路確保や消防車・救急車などの円滑な緊急通行を可能にするための重要な規定です。

て 編集後記

ハロウィンのクッキーをいただきました。かわいい物ばかりで、孫達は大喜びでした。気持ちのいい秋晴れの日も多く、鎌倉は連日修学旅行生や外国人ツアー客で賑わっています。このFP通信の表紙にある濃いピンク



のリコリス（彼岸花）は近くのお寺（大巧寺）のお庭に咲いています♡♡♡

発行

株式会社 慶 優

☎ <https://keiyu.jp>

神奈川県鎌倉市小町1-8-21

お問い合わせは ☎ 0467-22-5200 まで!

E-mail ✉ : hirota@keiyucorp.com

